

平成 20 年度第 2 回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

日 時：

平成 20 年（2008 年）11 月 6 日（木）午後 13 時 00 分～午後 14 時 30 分

場 所：

・箕面市水道庁舎 3 階第 1 会議室

出席者：

・箕面市都市景観審議会委員（6 名）

会長 久 隆浩氏	委員 大町 凱彦氏
委員 石川 照二氏	委員 横山 あおい氏
委員 橋本 正 氏	委員 桑原 マリ氏

・臨時委員（1 名）

委員 藤崎 浩治氏

・その他

市関係者（7 名）

事務局（4 名）

傍聴者（1 名）

案 件：

1. 都市景観形成建築物の指定の解除について（諮問）

2. その他

都市景観形成地区の追加指定について

景観法・改正都市景観条例施行後の状況について

市長挨拶後、事務局より所定の報告を行い、委員の過半数の出席（9 名の委員中 6 名の出席）を確認し、会議が成立していることを報告した。

その後、案件の審議に入る。

「案件1」都市景観形成建築物の指定の解除について（諮問）

市より、都市景観形成建築物の指定の解除について説明を行った後、意見交換を行った。

<「案件1」の意見交換の内容>

委員：平成13年に修景工事を行ったとあり、補助金を交付していると思うが、工事施工後に指定の解除や、物件の解体等を行う場合の年数制限は設けているのか。

市：平成13年に都市景観助成要綱に基づく補助金を交付しているが、同要綱において、補助金交付後5年間は適正に管理しなければならないことを明記しており、この間の指定の解除は認められない規定となっている。

今回の事例は、工事施工後7年を経過しており、上記規定には抵触せず、所有者の同意が継続的に得られなくなったことから指定の解除を行うものである。

会長：都市景観形成建築物は、制度上緩やかな制限事項にとどめることにより、少しでも多くの物件を幅広く指定する趣旨であり、規定を厳格にすると、所有者の同意が得にくくなり、指定そのものが出来なくなる可能性がある。

委員：今回指定解除はやむを得ないが、桜ヶ丘の都市景観形成地区の核となる建物であるため、次の所有者に取り壊すのではなく、可能な限り保全してもらうよう市も積極的に働きかけてほしい。

また、指定物件以外の現存する建築物についても、再度指定の働きかけを行ってほしい。

会長：長浜市で、歴史的に価値のある建築物の保全のために、民間人7人が9千万円を出資して、物件を買い取った例がある。

資産がなければ出来ないことだが、少しの資金でも、多くの市民に参加を呼びかけ、積み上げていけば大きな額にもなるため、市民レベルでの取り組みも重要であり、今後の参考としてほしい。

会長：諮問案件であるので、審議会として答申を行う必要がある。指定について異議がないか。

（異議無し）

会長：異議がないので、諮問原案を妥当として、後日答申を行う。

「その他」都市景観形成地区の追加指定について

市より、箕面森町第2区域先行開発地区にかかる都市景観形成地区の追加指定について説明を行った後、意見交換を行った。

<「その他」の意見交換の内容>

委員： 地区内に小中一貫校が出来ると聞いており、期待しているが、現状を伺いたい。

市： 平成20年4月に開校し、72名が在籍している。

委員： まちづくりには、学校や保育所等の公的機関以外にも、生活に必要な施設として商業施設が重要になるが、小野原西地区や箕面新都心地区に比べると、商業の進出が遅れているように見受けられるが、誘致策は検討しているのか。

市： 箕面森町第1区域は現在約300人、110世帯が定住しており、生活利便施設として、地区センターにコンビニエンスストアや銀行ATMを設置している。

今後、人口の定着とともに第2種住居専用地域や、大阪府の保留地を活用し、大阪府が利便施設の誘致を進めていくと聞いている。

また、西側に近接する豊能町東ときわ台や近隣の川西市には、成熟した住宅地があり、医療・スーパー・銀行等が充実しており、現在利用されている。

「その他」景観法・改正都市景観条例施行後の状況について

市より、景観法・改正都市景観条例施行後の状況について説明を行った後、意見交換を行った。

<「その他」の意見交換の内容>

委員： 平成20年4月以降、特に景観協議の窓口で、次の3点においてどのように変化したか確認したい。

届け出の件数、 届け出、協議の内容、 規制強化による制度運用

市： 届出件数については前年と比較してもほぼ同じ件数であり、この事は、平成9年から条例を定め、10年以上景観協議を行ってきた実績があり、新たに制度を設けた訳でない事が要因と考えられる。

一方で、景観計画において、色彩基準等の各種基準を明確に定め、景観法に基づ

く罰則等も適応される事があるため、協議内容については、これまで以上に厳格な判断が求められることとなった。

このため、都市景観アドバイザーを1名から3名体制に変更したり、事前相談制度を設ける等で対応している。

法律を活用し、規制を強化したことで一定の抑止力を得たが、今後、良好な景観形成を行っていく上で、まず建築主や地権者、設計士等に制度の趣旨を理解してもらうことが重要であり、継続的に周知啓発を行っていくことが求められている。

このことは行政だけ行うのでは限界があり、市民参加が重要になるため、市民団体と協力し進めていきたい。

その他（意見交換）

委員： 都市景観形成地区彩都栗生地区での開発が進んでおり、栗生間谷や東生涯学習センターから良く眺望できるが、緑が削られ地面が露出している姿は市民感覚として見苦しい。

また、山麓線から同地区に繋がる都市計画道路が計画されているが、完成時期はいつごろか。

市： 都市計画道路国文都市4号線（幅員16m）の地区内については、平成25年度までに整備完了予定である。地区外整備については、都市再生機構と箕面市で費用負担などの覚書を交わしている。同機構が撤退する平成25年度までに整備する方向で、関係者で協議調整している。

委員： みのお市民まちなみ会議の会報誌に都市景観重要建造物「高橋家住宅」の指定を記事にした際、指定を受けることで周辺にも景観上の規制がかかると言われた。

指定には、所有者は当然だが、近隣の地権者や住民にも理解を求める必要がある。

会長： 過去の経緯で、高橋家住宅の所有者は都市景観形成建築物に指定する際に、近隣住民の中で一部指定に理解を示されない方がおり、苦慮された経験が有ることから発言されたと推測できる。

所有者は指定を受ける事で管理義務等を負うことになるため、近隣住民を始め市民には温かく見守り、良好な景観形成に向けた協力を願いたいところである。

委員： 箕面市は他市に比べて、早くから景観施策に取り組み、市民も交えた景観まちづくりを進めているが、今後より積極的に取り組むためにも、「市民に自分の

まちは自分で守る」という意識をもってもらい、住民がまちの事を知るため市民同士で勉強会を開催出来るような仕組みを構築し、住民自らがまちの資産価値を高めていけるような工夫があると良い。

また、行政も、景観協議の届け出を受けた際には住民団体等と一緒に指導内容を検討するなどの関係性を持たせる事も重要になってくる。

こういった取り組みを行うことが、景観まちづくりを考える上で大切な視点になる。

市： 市では開発行為の手続きの中に、事業者が開発計画を事前に近隣住民に説明し、理解を得る仕組みを組み込んでいる。

委員： 近隣住民だけでなく、もっと広いまちという単位で捉え、みんなで話をすることが大切でないか。

委員： 桜ヶ丘地区まちづくり協議会が、地域住民自ら都市景観形成地区のルールを検討し、市に提案した過程が良い実例である。

今後も同種の広がりを期待したい。

会長： 箕面市には、景観に関する市民団体に「暮らしの景観研究会」と「みのお市民まちなみ会議」があり、同種の活動を行っているように見受けられるが今後の展望はどのように考えておられるか。

委員（暮らしの景観研究会世話人）：

「みのお市民まちなみ会議」は主に良好な景観そのものを取り上げ、パネル展等で広く市民に啓発している。

一方「暮らしの景観研究会」はアドプト活動等に代表される市民活動が、景観形成の上で重要で有ることに着目し、その活動を行う人を取り上げ、自らの活動が景観に寄与していることを気づかせることを目的とした活動を行っており、活動内容に若干違いがある。

会長： いずれも景観まちづくりを実践する重要な取り組みであるため、今後も継続して活動してもらいたい。また、個人的な意見として、それぞれの利点を統合し、将来的には一つの団体とする選択肢も考えられるので検討してもらいたい。

会長： 岸和田市でアドバイザーをしており、事業者を指導する際に「この指導、基準はお願いですか、義務ですか」といった発言をよく聞く。

自主条例の場合は、法律ではないため「強いお願い」に止まるが、景観法を活用することで「義務」となる。

市： 欠席委員からの意見として、審議会は本来委員全員の出席をもって審議するべきであると考えているため、日程調整を行う際には、夜間や休日も含め調整してはどうかとの提案があった。

会長： 今後は、平日の夜間を含め、調整することとし、可能な限り多くの委員の出席を求めることとする。

以 上